

緊急事態宣言の解除を受けた本会の新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について
(第9報)

一般社団法人 日本非破壊検査協会
会長 阪上 隆英

平素は当協会の諸活動にご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和3年9月末をもって、緊急事態宣言ならびにまん延防止等重点措置が全面的に解除されました。これを受けて様々な業種への規制や要請等も段階的に解除されてきております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症に関しては、ワクチン接種は進んでいるものの効果的な治療薬の普及には至っておらず、いつ再び感染が拡大傾向に転ずるか予断を許さない状況であることに変わりはありません。当協会では、これまで新型コロナウイルス感染症禍における協会運営ならびに行事開催の方針を決定し発表してまいりましたが、緊急事態宣言の解除を受けて、第9報を以下のようにまとめさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症の感染防止、感染拡大防止の基本方針に変わりはありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大がある程度収まりを見せ、社会全体の活動が回復基調にあることを見据えながら、ポストコロナ時代の学協会活動の在り方を模索してゆくステージへの移行を意識したものといたします。ただし、新型コロナウイルス感染症の再拡大の発生状況によっては、これまでお知らせしてきた従前の対応に戻ることも考えられます。詳細については、当協会ホームページでご確認ください。

1. 学術活動

学術部門講演会・シンポジウム・委員会の今後の開催計画の立案にあたっては、インターネットによるオンライン開催を基本としながらも、対面開催が効果的であると判断される行事については、十分な感染拡大防止対策をとった上での対面開催あるいはオンライン併用によるハイブリッド開催も検討します。

2. 講習会及び資格試験・認証事業に関する基本方針

非破壊試験は社会の安全・安心の維持に必要な重要な技術であり、非破壊試験技術者を継続的に育成・認証することは当協会の重要な責務であります。従って、講習会及び資格試験・認証については、感染防止、感染拡大防止の観点から出来得る限りの対策を徹底し、イベント開催等に関する当局の指導や要請に従い実施いたします。

3. 事務局機能

当協会においては、新型コロナウイルス感染症に関する職員の行動指針を定めておりますが、新型コロナウイルス感染症によるリスクを抑える目的で、今後も職務に支障のない範囲で一部在宅勤務を継続する方針です。これによって、皆様にご不便をおかけすることも考えられますが、ご理解・ご了承をお願い申し上げます。

【各事業及び事務局機能における感染防止対策についての概要】

【教育・講習会】

開催予定の講習会については、感染拡大防止対策を徹底した上で実施します。ただし、座学講習会については、オンライン講習会も導入しています。

- ・ [「COVID-19 感染予防のための当協会講習会事業の対応について」](#)

【資格試験・認証】

開催予定の試験等の認証関係行事については、感染拡大防止対策を徹底した上で実施します。

- ・ [当協会 HP「資格試験」新型コロナウイルス感染症等への対応について](#)

以上